

2022年5月14日裁判司法研究会議事録

1. 概要

【日時】2022年5月14日午後2時から午後4時30分ごろまで

【会場】Zoomによる遠隔研究会および会議

【出席者】

山村、玉江、小林、南京家、巫（5名）

2. 議論

（南京家）前回の研究会（4月30日）で、巫が「私の研究会に対する姿勢が、会を発展させる障害になっているという意見を聞いたのだが、私はやり方にこだわらないので、誰かが仕切ってほしい。」と発言したのだが、誰がそのようなことを言ったのか。会の活動について発言するのならば、会合の場で話すべきだ。

3. 小林さんの弁護士懲戒請求の資料の説明

小林さんが、5月中に提出したいと考えている弁護士懲戒請求に関する資料をまとめて、説明した（詳細はプレゼン資料によるが、公表するかどうかは未定）。

（小林）遺骨の引き渡しに関して、具体的な手順を確認するために東京家庭裁判所の書記官室で話をしていたが、担当書記官が答えられなかったため、詳しく説明しようとしたところ、多数の警備員に囲まれて、退去させられた。問題が解決しなかったため、遺骨の引き渡しは実施できなかったが、その後、相手方に郵便で送付し、相手方は訴訟を取り下げた。この経過とは別に、警察署から出頭するようにと通知が来たため、二回ほど出頭した。刑事らは、家裁で書記官と話をしていたときに、小林さんが暴行したというので、そんなことはあり得ないと説明した。その後、逮捕状を持った警察官が自宅に来て、逮捕され、起訴された。

一審の判決では、家裁の職員の証言は信用でき、小林さんや小林さんの奥さんの証言は信用できないという理由で有罪とされた。一審の弁護士は信頼できなかったため、二審は大高さんの刑事裁判で大高さんを弁護した別の弁護士に依頼した。しかし、弁護の方針について、小林さんの要求を無視し、おざりな弁護活動しかしなかった。

その後、何度か弁護士と話したが、結局、電話しても勝手に切ってしまうような状態になった。これは弁護士として非常に問題があるので、懲戒請求をしたいと思っていたが、3年の時効があるということで、時効前

の5月中に請求を出さなければならない。先に、請求を行い、詳しい資料は後から提出しようと考えている。また、紛議調停も行い、さらに、この裁判は冤罪なので再審請求もしたい。

(玉江) 倫理的に問題がある司法関係者ばかりですね。頑張ってください。

(巫) 医師の診断書もなく、職員の証言だけで有罪立証をして、合理的な疑いがないといえるのだろうか。判決文に、職員には嘘をつく理由がないと書いてあったというが、ずいぶん都合の良い理屈だ。

(小林) 暴行があったかどうかという点だけに問題を制約しているが、裁判所の本音は裁判所の威光を認めない利用者をつぶそうというものであり、その点について弁護士に聞いたら、是認した。

(巫) 本音がそのようなものなのに、暴行があったかどうかなどという審理を形式的に行い、疑わしい犯罪立証で有罪にするというのは(大高さんの例も同じだが)、卑劣だと感じる。そういうことを裁判所がしたいのならば、「お上の威光を畏れぬ不届きもの、厳罰に処する」などと、(江戸時代のお奉行様のように)正直に判決理由を書くべきだ。

(その他の議論) 弁護士への懲戒請求は、方向性が正しいのか。

5. 会の活動方向について

(山村) 会としてどういう活動をするのか、はっきり決めるべきだ。

(巫) 司法の問題点を訴える映画を製作するのはどうか(そのほかに、出版、シンポジウムの開催などの活動を通して私たちの考え方を訴えていくのはどうか)。

6. 次回の予定

2022年5月28日(土) 14時から17時くらいまで、Zoom会議。Zoomホストは小林さんの予定。

2022年5月17日

巫召鴻